

令和4年度第1期財務監査及び行政監査の結果（令和4年12月28日付け）に対する措置

令和5年3月28日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>雑入（光熱水費使用料収入）について（水と緑の部 公園緑地課）</u></p> <p>本件収入は、業者等が公園に設置した自動販売機について、公園全体の電気使用量及び当該自動販売機に係る電気使用量を基に按分率を算出し、公園全体の電気料にその按分率を乗じて得た額を当該自動販売機に係る電気料として業者等から徴収するものである。</p> <p>常夜灯公園に業者が設置した自動販売機に関し、令和3年2月期分及び同年3月期分の業者からの納入額を調査したところ、本来であれば、令和3年2月及び同年3月の公園全体の電気使用量及び電気料を基に算定すべきところ、1年前の令和2年2月及び同年3月の公園全体の電気使用量及び電気料を基に算定したため、誤った額で調定を行っていた。</p> <p>また、本件収入については、市が電力会社に毎月支払っている公園全体の電気料を基に算定しており、所管課においては、市川市財務規則第29条第1項第3号に規定する「随時の収入で納入の通知を発するもの」に該当するものと捉えて調定を行っていた。同号によれば、「原因の発生したとき」に調定を行うこととなるが、調定の基となる公園全体の電気使用量及び電気料、当該自動販売機に係る電気使用量を把握したときから約1か月から3か月程度経過した日に調定を行った事案があり、「原因の発生したとき」に調定を行ったとは言えない状況であった。</p> <p>以上のことから、調定額の誤りに関しては、同様の事案がないか他の調定についても改めて確認するとともに、算定誤りの予防策の仕組み及び算定結果を適切にチェックする組織体制を構築されたい。また、調定の時期に関しては、市川市財務規則第29条第1項の規定に基づき適切な時期に調定を行う</p>	<p>指摘事項に対し、以下のとおり措置を講じた。</p> <p>(1) 調定額の誤りについて</p> <p>① 雑入（光熱水費使用料収入）のある全ての公園（常夜灯公園、大洲防災公園及び広尾防災公園）の令和2年4月期分以降の調定について再点検を行い、全ての調定が正しく行われていることを確認した。</p> <p>② 算定誤りを防止するため、課長及び主幹が調定額を確認する際の添付書類である電力会社送付の電気使用量及び電気料の通知書の写しについて、その年月部分にマーカーを引くこととした。</p> <p>③ 算定時の取り違いを防ぐため、電力会社から毎月送付される電気使用量及び電気料の通知書に各月ごとのインデックスを付して保管することとした。</p> <p>また、これまで他の複数の公園と合算で電力会社に支払っていた常夜灯公園全体の電気料について、他の公園から切り分けて個別に請求されるようにした上で、支払った各月の電気使用量及び電気料の実績をデータで管理することにより、通知書の廃棄後も確実に支払実績を確認できるようにした。</p> <p>(2) 調定の時期について</p> <p>① 業者等の電気使用量を速やかに把握するため、毎月初旬に担当職員から業者等に連絡を入れ、報告を促すこととした。</p> <p>② 業者等から電気使用量の報告を受けたときから1か月以内に調定を行うこととした。</p>

とともに、事務マニュアルに徴収及び収納に関する各事務の処理時期を明記し、ルーティン化する等により、事務処理に遺漏がないよう必要な措置を講じられたい。

③ 上記①及び②を事務処理マニュアルに明記した。

(市長から通知のあった日：令和5年3月6日)